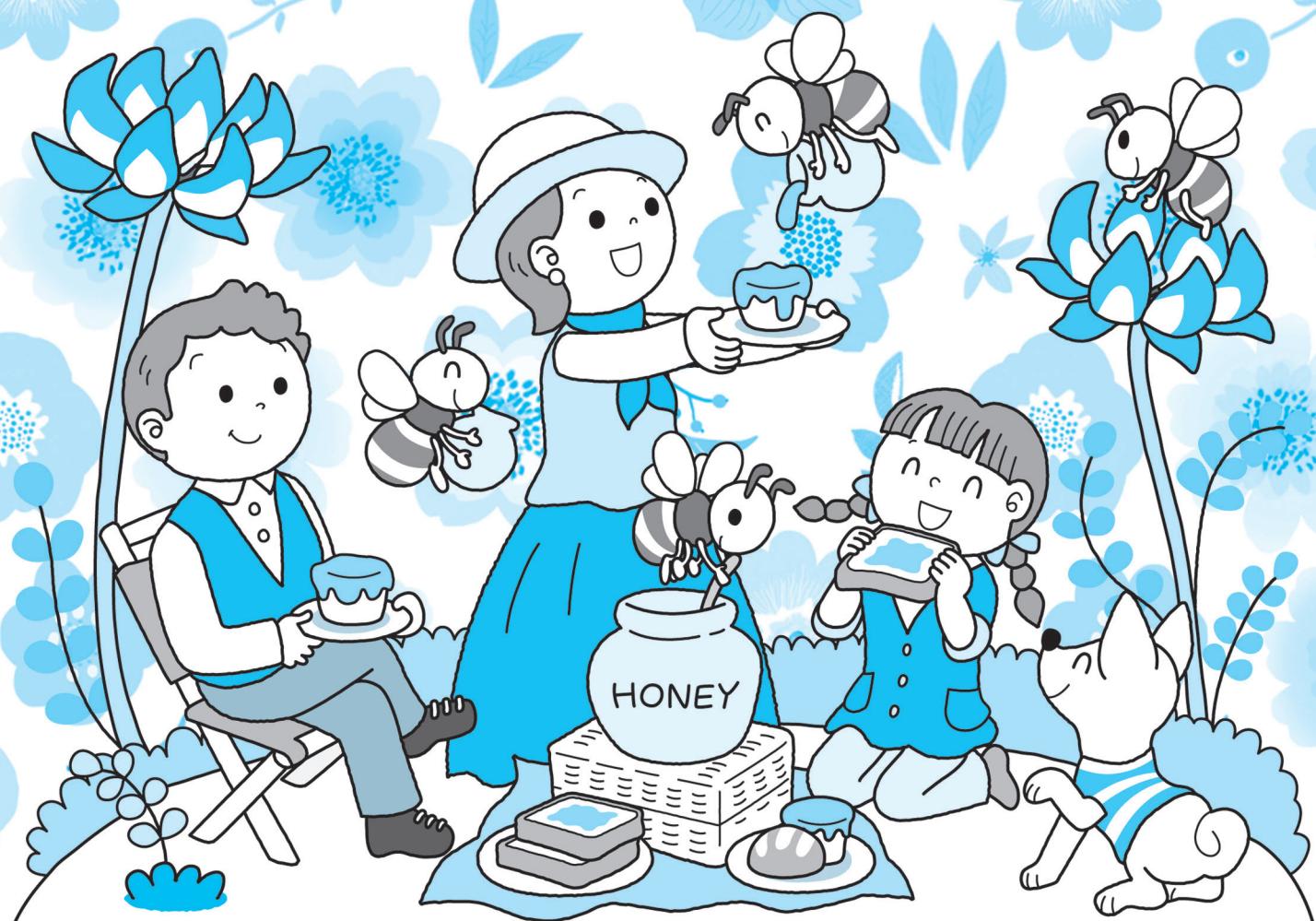


けんぽだより

2022年4月号



このけんぽだよりは、ご本人だけでなく、
ご家族の皆さんも一緒にご覧ください。

<https://www.takashimaya-kenpo.or.jp/>

Google、Yahoo! から [高島屋健康保険組合] で [検索] click!!



データに基づく健康管理で 効果的な保健指導を実施

当健保組合は、被保険者とその家族である被扶養者の皆さんの健康の保持・増進を図ることを目的として、様々な保健事業を行っています。その企画立案運営のベースにあるのが、「データヘルス計画」です。

データヘルス計画とは、国の成長戦略として医療情報（レセプト）や健診結果の情報等のデータ分析に基づき、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実施する取り組みで、2015年度からすべての健康保険組合に実施が義務付けられています。

現在は第2期データヘルス計画（2018年～2023年）をベースに、次の各種事業を中心に取り組んでいます。

| 取り組み概要 | | 具体的な保健事業メニュー |
|--------|---|--|
| ① | 生活習慣病予防の取り組み結果としてのBMI値の改善 | <ul style="list-style-type: none">●特定健診の実施と受診率UPへの取り組み →従業員：定期健康診断受診ほぼ100% →被扶養配偶者へは主婦健診受診票案内にて →40歳以上の被扶養者（主婦除く）・任意継続者全員に特定健診の集合契約受診券を郵送●ウォーキングキャンペーン●ちょこやせキャンペーン、等 |
| ② | 婦人科検診・主婦健診受診率の向上 | <ul style="list-style-type: none">●無料主婦健診（パターンB、法定健診部分）の新設（2019年～）●健診代行システム導入、受診期間＆医療機関大幅増（2021年～） |
| ③ | 喫煙率の低下 | <ul style="list-style-type: none">●禁煙キャンペーン企画の継続実施 (2020年12月より新企画、治療薬や禁煙外来費用の実質無料化へ) |
| ④ | メンタルヘルス（未然防止）対策 | <ul style="list-style-type: none">●健康ほっとライン（電話・WEB）の運営●事業所実施のメンタルヘルスセミナーへの費用補助 |
| その他 | 各事業所で実施する生活習慣病の法定外項目（胃部レントゲン・内視鏡検査、便潜血検査、B・C型肝炎、法定外血液検査、腫瘍マーカー（PSAのみ）、ピロリ菌検査、眼底検査）の検査費用を当健保組合で負担。 | |

今回はとくに、被保険者の皆さんにおける「生活習慣病リスク保有者」がどの程度おられるのかをお知らせします（当健保組合が保持している満40歳以上の被保険者のデータになります）。

| | リスク保有者の判定基準 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|-----------|---------------------------------------|-------|-------|-------|
| 内脂肪型肥満リスク | BMI25以上、または腹囲85cm（男性）・90cm（女性）以上 | 29.3% | 29.6% | 29.8% |
| 高血圧リスク | 収縮期130mmHg以上、または拡張期85mmHg以上 | 28.4% | 31.1% | 31.4% |
| 肝機能異常症リスク | AST31以上、またはALT31以上、またはγ-GT51以上 | 23.2% | 23.4% | 23.6% |
| 脂質異常症リスク | 中性脂肪150mg/dL以上、またはHDLコレステロール40mg/dL未満 | 21.0% | 20.8% | 20.9% |
| 糖尿病リスク | 空腹時血糖100mg/dL以上、またはHbA1c5.6%以上 | 27.8% | 25.1% | 27.6% |

（参考）健康スコアリングレポートより（生活習慣病リスク値の経年推移）、それぞれのリスク保有者の割合（当健保組合の被保険者）（単位：%）

リスクの種類にもよりますが、当健保組合の満40歳以上の被保険者の3～4人に1人は、何らかの生活習慣病リスクを抱えており、この数年間においてもほぼ横ばい、もしくは若干の悪化傾向にあります。

2022年度からは、事業所で実施している定期健康診断データを当健保組合が共同利用し、現在会社で運営管理している健康管理システムを更に有効活用することで、より組織・個別の健康課題の把握と、対策の立案・実施に向けた取り組みを強化していきます。

従業員の健康寿命を延ばすため、 会社と健保がコラボヘルスを推進します 個人情報の共同利用にご理解を!

2022年度より、会社（事業主）と健保組合との連携（コラボヘルス）をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業実施に向けて、労働安全衛生法に基づき行われる定期健康診断の情報を、（株）高島屋と当健保組合で共有・活用することについて2022年3月5日付で覚書を締結しました（従来は、定期健康診断データのうち、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、健保組合は特定健診データを取得していました）。

①被保険者の定期健康診査等および保健事業等の推進事業（従来に加え、定期健康診査を追加）

| 共同利用の相手先 | 事業主 |
|-------------------|---|
| 事業内容 | 事業主が労働安全衛生法第66条ならびに労働安全衛生規則第44条の定めに基づき実施する定期健康診査と当健保組合が高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて実施する特定健康診査ならびに健康保険法第150条に基づき実施する保健事業としての健康診査（以下「定期健康診査等」という）の事業を共同で実施し、その情報を共同利用のうえ保健事業に活用します。 |
| 共同して利用する個人データの項目 | 被保険者の社員番号、所属、健康保険証記号・番号、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、および定期健康診査等の結果データ |
| 個人データを取り扱う人の範囲 | （共同利用の相手）産業医、保健スタッフ、健診担当者 (当健保組合)当健保組合の職員 |
| 取り扱う人の利用目的 | （共同利用の相手）産業医、保健スタッフ、健診担当者による個別の健康管理ならびに指導を必要とする個人への健康管理に利用します。 (当健保組合)被保険者の健康の保持・増進を目的とし、健診の事後処理、生活習慣病対象者およびその予備群の他、その他リスク保有者の健診データをもとに、保健指導および健康相談ならびに健診結果の分析に利用します。 |
| データの管理責任者の氏名または名称 | （共同利用の相手）事業主の人事総務責任者 (当健保組合)当健保組合の常務理事 |

②高齢者の医療の確保に基づき実施される特定保健指導業務（内容は従来どおり共同利用の相手先の一部を変更）

| 共同利用の相手先 | 事業主ならびに（株）保健支援センター、メドケア（株）、スギメディカル（株） |
|-------------------|--|
| 事業内容 | 当健保組合では、特定健康診査等に基づき健康相談・生活習慣病対象者およびその予備群の健康教育・保健指導等の健康支援を実施する上で効率的・効果的であるために、業務委託者ならびに事業主と共同で事業を推進します。 |
| 共同して利用する個人データの項目 | 特定保健指導対象者（被保険者および被扶養者）の社員番号、所属、健康保険証記号・番号、氏名、住所、郵便番号、電話番号、性別、生年月日、年齢および特定健康診査の生活習慣票（問診表）と結果データ |
| 個人データを取り扱う人の範囲 | （共同事業の相手）事業主の事務担当者と特定保健指導者ならびに（株）保健支援センター、メドケア（株）、スギメディカル（株）の事務担当者 (当健保組合)当健保組合の職員 |
| 取り扱う人の利用目的 | （当健保組合）特定保健指導の事務処理、業務の実施、結果の分析、情報提供を目的とし、業務委託者および事業主との共同利用を行います。 |
| データの管理責任者の氏名または名称 | （共同利用の相手）（株）保健支援センター、メドケア（株）、スギメディカル（株）の個人情報保護管理担当の責任者、事業主個人情報保護管理担当の責任者 (当健保組合)当健保組合の常務理事 |

③高額医療給付に関する交付金交付事業（従来どおり）

| 共同利用の相手先 | 健康保険組合連合会（以下「健保連」という） |
|-------------------|--|
| 事業内容 | 健康保険法附則第2条に基づく事業で、当健保組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連より交付されるものです。その事業の申請のために、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」と称する）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピーと当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した書類（交付金交付申請総括明細書）を健保連・高額医療グループに提出します。 |
| 共同して利用する個人データの項目 | 前項総括明細書の記載事項の他、レセプト記載データの1枚目（請求金額1千万円以上のレセプトについては、レセプトデータの全て）の部分の項目 |
| 個人データを取り扱う人の範囲 | （共同利用の相手）健保連の高額医療グループ担当者、健保連の委託業者（公益財団法人日本生産性本部） (当健保組合)当健保組合の職員 |
| 取り扱う人の利用目的 | 当健保組合は、事業申請を行うことにより、交付を受けるために利用します。健保連・高額医療グループは、当健保組合からの申請が間違いないかどうかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。なお、健保連では、申請の時効等の関係上、レセプトコピーについては1年間保存し、イメージデータにしたものを作成して4年程度保持しています。 |
| データの管理責任者の氏名または名称 | （共同利用の相手）高額医療グループマネジャー (当健保組合)当健保組合の常務理事 |

高島屋健康保険組合 第189回 組合会報告

去る3月5日に開催されました、第189回高島屋健康保険組合組合会において、「2022年度 事業計画および収入支出予算」などが審議され、可決・承認されました。その概要についてお知らせいたします。

2022年度 事業計画

従来からの保健事業に加え、2018年度から6年間の第2期データヘルス計画での事業および2019年度から変更した各健診事業を継続実施します。また、健診代行導入等、医療費抑制に向けた疾病予防強化や禁煙事業を継続し、将来的な健康寿命の延伸に向けた加入者の健康維持への取り組みを推進します。

継続事業

① 保険給付

- 法定給付（療養の給付、高額療養費、家族療養費、傷病手当金、出産手当金 等）
- 付加給付（一部負担還元金、家族療養費付加金、傷病手当金付加金、出産手当金付加金 等）

② 疾病予防

- 人間ドック、脳ドック（40歳以上の被保険者）
- 半日ドックフリープラン（50歳・59歳の被保険者）
- 婦人科検診（女性被保険者）
- 主婦健診



③ 生活習慣病健診

（各事業所で実施される法定健診項目以外の生活習慣病健診〔胃がん検診（胃部レントゲン検査と内視鏡検査のどちらかの選択制）、便潜血検査、B・C型肝炎検査、法定外血液検査、腫瘍マーカー（PSAのみ）、ピロリ菌検査、眼底検査〕を支援します）

④ ジェネリック医薬品差額通知

⑤ 健康相談事業「高島屋健康相談ほっとライン」

⑥ 生活習慣病の高リスク者に対する受診勧奨事業

⑦ メンタルヘルスセミナー（各事業所が主催するもの）に対する事業所への費用補助の実施



2022年度の新規・強化事業

| | |
|------------------------------|---|
| 生活習慣病予防の取り組み 結果としてのBMIの改善 | 特定保健指導の実施率・完了率UP策 ●切り口の異なる指導内容メニュー増と、電話アプローチによる受診勧奨の強化を図ります。 ●メタボリスクレポートの特定保健指導対象者全員への配布を行います。（昨年は日本橋・大阪のみ） 健康ポイントプログラム（アプリ利用）を本格化します。（P8参照） |
| 婦人科検診・主婦健診受診率の向上 | 2021年度に利便性を高めた健診代行システム利用での受診誘導強化に加え、秋に未申込者への受診勧奨強化を行います。 |
| 喫煙率の低下 | 禁煙チャレンジ企画継続に加え、健診問診での喫煙者にDM送付、同企画へ参加勧奨を強化します。 |
| 事業所健診データの共同利用化 | 定期健診データ管理業務を新たに当健保組合が担い、組織、個別の健康課題抽出と対策立案を計画的に進めています。 |

2021年度の決算見込み

2021年度の経常収支差額は、2.2億円の黒字となる見込みです(ほぼ予算どおり)。

経常外収支は、予備費を使わなかったこと以外はおおむね予算どおりで、経常収支に経常外収支を加減した収支差額である決算残金は3.3億円となる見込みです。

2022年度 収入支出予算概要

| | | | | |
|----------------------|-------|---------|-------------------|----------|
| 基礎 予算 算定 数値 | 被保険者数 | 12,175名 | 被保険者の平均標準報酬月額 | 333,903円 |
| | 被扶養者数 | 4,990名 | | |
| | 加入者数 | 17,165名 | 被保険者の総標準賞与額(年間合計) | 109.2億円 |

一般勘定の予算について

被保険者467名減を想定し、健康保険料収入を前年度から1.7億円減の55.9億円で予算化しました。支出では医療費や傷病・出産の手当金等に充てる法定給付費で28.9億円、健保組合に義務づけられている国の高齢者医療制度を支える納付金で18.3億円を予算化しました。また、当健保組合独自の付加給付費で0.9億円、疾病予防費などの保健事業費で2.4億円を予算化しました。

保険料収入の減により経常収入計は前年度見込から大幅減となります。経常支出計を前年度から4.2億円減の51.3億円で予算化し、経常収支差額を4.7億円の黒字予算としました。なお、2022年度予算では前年度繰越金、別途積立金繰入は不要ですので予算計上はありません。

| 経常 収支 | (百万円) | | |
|------------|---------|------------|-------|
| | 科 目 | 予算額 | |
| 収入 | 健康保険料収入 | 5,590 | |
| | 利子収入他 | 5 | |
| | 経常収入計 | 5,596 | |
| 経常 外収支 | (百万円) | | |
| | 科 目 | 予算額 | |
| 調整保険料収入 | 77 | 法定給付費 | 2,887 |
| 前年度繰越金 | 0 | 付加給付費 | 88 |
| 別途積立金繰入 | 0 | 高齢者医療制度納付金 | 1,828 |
| 財政調整事業交付金他 | 31 | 保健事業費 | 241 |
| 収入合計 | 5,704 | 事務所費他 | 84 |
| | | 経常支出計 | 5,128 |
| | | (経常収支差額) | 468 |
| | | 予備費 | 498 |
| | | 財政調整事業拠出金他 | 78 |
| | | 支 出 合 計 | 5,704 |

一般勘定の財政状態

2021年度決算残金見込額3.3億円全額を新たに別途積立金に積立します(2022年度予算での別途積立金の取り崩しはありません)。

これにより、2022年度末の別途積立金残高は44億円となる見込みです。

| | 2022年度予算 | 2021年度見込 | 2020年度実績 |
|----------------------|----------|----------|----------|
| 経常収入 | 5,596 | 5,763 | 6,184 |
| 経常支出 | 5,128 | 5,545 | 5,722 |
| 経常収支差額 | 468 | 217 | 462 |
| 別途積立金 (決算残金処分前残高) | 4,368 | 4,040 | 3,509 |

介護勘定の予算について

介護勘定は、全国の介護保険制度にかかる費用を介護保険被保険者と事業主から按分して徴収し、介護納付金として納付する勘定です。

2022年度予算では、介護納付金8.0億円と、介護保険料収入9.7億円の差額1.7億円を予備費として計上します。

| 科 目 | (百万円) | | |
|---------|-------|---------|-----|
| | 予算額 | | |
| 介護保険料収入 | 971 | 介護納付金 | 800 |
| 雑収入他 | 0 | 予備費他 | 171 |
| 収入合計 | 971 | 支 出 合 計 | 971 |

本年度の各種健診予約が始まりました

4月1日から
スタート

昨年度より、各種健診の予約・申込に関する一連の業務を株式会社ベネフィット・ワンに委託（ハピルス健診）し、当健保加入者の皆さまの利便性を向上させています。

コロナ禍においては、医療機関への受診・健診控えが見られ、ガンやその他の早期発見が遅れているのでは？と言われています。できるだけ定期的・継続的に人間ドックをはじめとした各種健診を受けましょう。

人間ドック・脳ドック

対象者 予約申込日に当健保組合加入者でかつ受診日を含む年度に満40歳以上（2023年3月末に40歳以上の被保険者）

負担金額 実費の3割（受診当日に医療機関へ支払い）

受診機関 当健保組合（株式会社ベネフィット・ワン提携）の契約医療機関

予約方法 ハピルス健診予約サイトより（次頁をご覧ください）

利用期間 年1回（4月～翌年3月末）

50歳、59歳の在職被保険者は、人間ドックを無料で受診できます

対象者 予約申込日に当健保組合加入者でかつ受診日を含む年度に満50歳・59歳（2023年3月末時点）の在職被保険者

（2018年度までの旧ライフプラン受診で55歳無料受診の方は対象外です）

負担金額 無料

予約方法 ハピルス健診予約サイトより（次頁をご覧ください）

婦人科検診（今年度よりご案内の自宅郵送は中止しています）

検査項目 子宮頸がん検査、乳がん検査（骨密度検査は隔年実施のため、西暦の下一桁が奇数の年度のみ実施です）

対象者 予約申込日および受診日当日に当健保組合加入者である女性被保険者

負担金額 無料（ただし、後述②の契約医療機関での受診の場合、費用補助に上限があります）

受診機関 ①当健保組合（株式会社ベネフィット・ワン提携）の契約医療機関

②①での契約医療機関以外での受診

③各店各社（事業所で実施の検診）

予約方法 ①の場合、ハピルス健診予約サイトより（次頁をご覧ください）

②の場合、ご本人より予約、**当健保HPより「婦人科検診（立替払い）申請書」を印刷、持参、医療機関に提出の上、指示に従ってください。**受診後、当健保に立替請求してください（書類の印刷ができない環境の方は、**当健保までご連絡ください**）。

③の場合、各店各社（事業所）のHAL窓口にお尋ねください。

利用期間 年1回（4月～翌年3月末）

その他 一つの検査項目についての費用補助は、年度内に1回限りです。

よって、同一の検査を年度内に2回以上で受けすることはできません。

主婦（女性被扶養配偶者）向けの健診

次の2つのうち、いずれかをご選択ください（両方は受診できません）。

■パターンA：人間ドック+婦人科検診 ■パターンB：法定健診（会社で従業員に実施する法定健診と同レベルのもの）

また、40歳以上の方で主婦健診を受診された方は、同一年度内に集合契約での特定健診を受診することはできません。

対象者 予約申込日および受診日当日に当健保組合の女性被扶養配偶者（妻）

パターンA 人間ドック+婦人科検診

負担金額 実費の3割負担（受診当日に医療機関へ支払い）
※費用補助に上限があります。

受診機関 ①当健保組合（株式会社ベネフィット・ワン提携）の契約医療機関
②①での契約医療機関以外での受診

予約方法

①の場合、右頁のハピルス健診予約サイトよりお申し込みください。WEB予約画面からメインコース「人間ドック」を選び、次にオプションとして希望する婦人科検診項目（乳がん検査・子宮がん検査）を追加してください。

②の場合、ご本人より予約、当健保より4月中に自宅郵送された書類を確認し、「主婦健診（立替払い）申請書」「検査結果が記載された主婦健診健康診断票」を持参、医療機関に提出のうえ、指示に従ってください。受診後、当健保に立替請求してください（書類が未着の場合、**当健保までご連絡ください**）。

利用期間 年1回①の場合（4月～翌年3月末）
②の場合（4月～翌年1月末）

パターンB 法定健診（会社で従業員に実施する法定健診と同レベルのもの）

負担金額 無料

受診機関 当健保組合（株式会社ベネフィット・ワン提携）の契約医療機関

予約方法 右頁のハピルス健診予約サイトよりお申し込みください。

WEB予約画面から次のいずれかをお選びください。
①「施設型」⇒メインコース「法定健診」
②「巡回型」

利用期間 年1回（4月から翌年3月末）

※「巡回型」のお申し込みは**2023年1月20日まで**予約が必要です。
※オプション検査として、婦人科検診項目を実費の3割負担で受診できます。

◆ 各種健診の予約方法について ◆

(推奨) ハピルス健診予約で予約・受診される場合

① 健診予約サイト(ハピルス健診)にアクセス

高島屋健保HPのトップ画面より、「各種健診のご案内」バナーをクリック、または以下の高島屋健康保険組合加入者専用画面URLにアクセスしてください。

<https://kenshin.happylth.com/takashimaya>

スマホから
アクセスするなら
コチラ



② (初めての方) ログイン画面から「初回登録」をお願いします

- 「初回登録」をクリック
 - 加入者情報確認画面に必要事項を入力(お手元に健康保険証をご用意ください)、認証するをクリック
 - 登録が完了すれば、そのまま本予約サイトをご利用いただけます
- (すでにハピルスアカウントをお持ちの方) ID、パスワードを入力し、ログインしてください。

③ 予約可能な画面に進みます

① 受診したい医療機関・健診メニュー・予約希望日を株式会社ベネフィット・ワン(ハピルス健診)

健診予約受付センターに連絡 ※WEB・スマホ以外では、電話、FAX、郵送でもハピルス健診予約をご利用いただけます。



高島屋健康保険組合
加入者専用画面URL



<https://kenshin.happylth.com/takashimaya>



フリーダイヤル 0800-9199-021

平日・土／10:00～18:00 ※日・祝日は除く

有料 03-6871-8721



089-900-8281



〒790-0035 愛媛県松山市藤原2-8-8
株式会社ベネフィット・ワン健診予約受付センター宛

② 株式会社ベネフィット・ワンが健診機関と日程調整

③ 日程が確定後、ご連絡致します(WEB・スマホ申し込みの方はメール、それ以外の方はハガキにて)



受診者

① 候補日を連絡

- WEB ● スマホ
- 電話 ● FAX ● 郵送

③ 確定の連絡

WEB・スマホ申し込みの方はメール、それ以外の方はハガキ



株式会社ベネフィット・ワン

② 調 整



健診機関

ハピルス健診提携以外の医療機関で一旦立替払いにて受診される場合(婦人科検診・主婦健診)

① 直接、ご自身で健診機関に電話予約をお願いします

【婦人科検診の場合】(今年度よりご案内の自宅郵送は中止しています)

当健保HPより「婦人科検診(立替払い)申請書」を印刷、持参、医療機関に提出のうえ、指示に従ってください。

受診後、当健保に立替請求してください(書類の印刷ができない環境の方は、当健保までご連絡ください)。

【主婦健診(人間ドック+婦人科検診)の場合】

当健保より4月中に自宅郵送された書類を確認し、「主婦健診(立替払い)申請書」「検査結果が記載された主婦健診健康診断票」を持参、医療機関に提出のうえ、指示に従ってください。

受診後、当健保に立替請求してください(書類が未着の場合、当健保までご連絡ください)。

4月1日(金)から
リスタート!

アプリを使って健康習慣を身につけよう

健康ポイントプログラムのご案内

高島屋では、日々の生活習慣から健康を意識していただくことを目的に、2019年度より「健康ポイントプログラム」を実施しています。

今回から、高島屋健康保険組合が主催することで、高島屋グループ在職の被保険者全員（任意継続被保険者を除く）に同プログラムを利用していただけすることになりました。また、実施期間を通年とすることで、より多くの皆さんが意欲的に健康増進に取り組めるプログラムとしてリスタートします。

スマホアプリを使ったこのプログラムでは、生活習慣の改善につながる日々の活動やウォーキング、体重測定などを実施するごとにポイントが付与されます。たまつたポイントに応じたインセンティブを付与いたしますので、健康意識を高めてインセンティブを獲得しましょう。

| | |
|-------------------------|--|
| ①まずはアカウントを作成してログインをしよう! | アカウントの作成方法は下部の参加方法①をご覗ください。 ◆初回ログイン:300ポイント ◆日々のログイン:1ポイント/日 |
| ②健康習慣を身につけよう！ | (例)◆ウォーキング:8000歩で4ポイント/日 ◆生活習慣チャレンジ:最大5ポイント/日 ◆ストレスチェック受検:300ポイント |
| ③インセンティブをもらおう！ | ●期間中(4/1～翌3/31)に取得したポイントに応じてインセンティブが付与されます。 ●2000ポイントを超えると2,000円、以降500ポイントを超えるごとに500円のインセンティブが付与されます。 ●半年で一旦インセンティブ付与を清算しますが、ポイント累計は1年間を通じて行います。 (9月までに2,700ポイント、翌3月までに6,100ポイント取得の場合、原則11月に2,500円、翌5月に3,500円を保険給付として給与振込します) |

※アプリ画面には「ポイント交換」の表示がありますが、当健保組合企画では上記のインセンティブ付与での対応となります。
(商品との交換ではありません)

健康ポイントプログラムの参加方法

①初回ログイン登録を行う



■団体ID: C100002FC
■認証キー1: 保険証の記号+番号+生年月日(8桁)
【例】記号2,番号5423
生年月日:昭和59(1984)年4月23日
→2542319840423を入力。
■認証キー2: 06273700
をそれぞれ入力し、【ログイン】をタップ

②アカウントを新規登録する



メールアドレス(今後ログインIDとして使用します)とご自身で作成した任意のパスワードを入力して【新規登録】をタップ。
登録したメールアドレスに、アカウント登録メールが届きます。メールに記載のURLをタップすると、本人確認画面に遷移するので、設定した任意のパスワードを入力し、送信をタップ。
最後にご本人の氏名が表示されるので、確認後送信をタップしてください。

③アプリをダウンロード



■ベネワン健康アプリ



からダウンロード

iPhoneの方はこちら



で入れよう

Androidの方はこちら

Apple、Appleのロゴは米国もしくはその他の国や地域におけるApple Inc.の商標です。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。
Google PlayおよびGoogle PlayロゴはGoogle LLCの商標です。

ログインをタップし、ログインID(メールアドレス)とパスワードを入力してサービス開始です!

★★★皆さまのご参加をお待ちしております。★★★

今年も開催！ 禁煙チャレンジ 2022



参加者募集



実施要項 参加資格 当健康保険組合の被保険者（任意継続被保険者、被扶養者は除く）

エントリー期間 2022年4月1日(金)～2023年3月31日(金)まで (eラーニングサイト公開は2023年6月末まで)

参加費用 無料 ※禁煙補助剤や禁煙外来にかかる費用はご負担いただきますが、禁煙達成者には健康保険組合が費用を支給いたします。



スマートフォン

から、

eラーニングサイト
(禁煙の手引き)

にエントリー



<https://www.kinen-tebiki.jp/takashimaya2022/>

団体ID：「T022」(ティー・ゼロ・二・二)とご自身のメールアドレスを入力

メール受信の制限がされている場合は、houkenkansai.jpを解除設定してください。

費用補助

ニコチンパッチ・ガム
指定サイトでの購入費用
上限20,000円

オンライン禁煙外来
スマホ診
診療費全額
(通常66,500円)

禁煙外来診療費
自己負担分全額

禁煙達成者に限り、
いずれかひとつのみ

詳しくは
高島屋健康保険組合
禁煙チャレンジ担当
まで



高島屋健保HP

禁煙達成者
には
キヤッショ
バッく

提出期間：2022年7月1日(金)～2023年8月31日(木)

eラーニングサイトで37日間のプログラムを修了し、さらに2カ月禁煙を継続できたら「禁煙達成」です。当健康保険組合のホームページから「禁煙達成申告書（兼費用補助申請書）」をダウンロードしてください。対象となる費用の領収証（原本）とあわせて健康保険組合に提出いただくと、対象費用全額をキヤッショバッくいたします。



医療費通知はWEBで照会

あなたが医者にかかったり、薬を購入したときは、必ず明細書付きの領収書を受け取って保管しておきましょう。

高島屋健康保険組合では、被保険者の皆さんと当健保組合が医療機関に支払った医療費についてお知らせする「医療費通知」をWEBでご確認いただいています。

新規適用者には、「WEBサービスのご案内」（前々月と前月の適用者分）を奇数月にご自宅に郵送しています。ご案内が届きましたら、記載されている登録の手順に従って、IDおよびパスワードを登録してください（過去に一度もログインされていない方に対しては、昨年11月に改めてご案内をお届けしました。心当たりのない方は、当健保組合までお問い合わせください）。

領収書と医療費通知をチェックして、診察を受けたことがないのに医療費通知に載っているなど、不明な点がありましたら当健保組合までご連絡ください。



医療費通知は
ここから確認！

現金給付のある場合は、
「給付金支給額のお知らせ」を発行

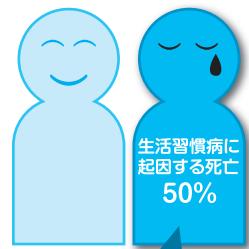
当健保組合からの家族療養付加金・傷病手当金などの現金給付の支給額がある場合、その給付月ごとに「給付金支給額のお知らせ」を作成・配布しています。「給付金支給額のお知らせ」を受け取られましたら、ご確認のうえ、給与に当該金額の振込みがあるかどうかご確認ください（任意継続被保険者は個人口座への振込みとなります）。なお、当健保組合からの現金給付の支給額のない方は「給付金支給額のお知らせ」は発行されません。

特定保健指導で生活習慣を見直しましょう!!

特定健診の結果、生活習慣病にかかっている、かかる危険性のある方に特定保健指導のご案内をお送りしています。

「今元気だから大丈夫!!」。その思い込みが後悔になってしまふかも…。
ぜひ一度、特定保健指導を受けてみてください。昨年受けた人もOKです。

「継続は力なり」。ぜひもう一度、トライしてみてください。



死亡原因の半分は
生活習慣病が起因!!

当健保組合の特定保健指導の取り組み

被保険者の 特定保健指導

- ★事業主とコラボヘルス(=協働)として、人事部長(会社)から特定保健指導のご案内を配布し、参加をお勧めしています。参加者には初回面談を受けていただき、その後、メールや電話、アプリでの支援が行われます。
- ①ご自宅などWi-Fi環境下で、スマホやカメラ付きパソコンを利用したオンライン初回面談での特定保健指導
(一部、事業所で初回面談を実施する店舗があります)
- ②集合契約の利用券を使用した、お好きな医療機関での特定保健指導

被扶養者の 特定保健指導

〈どちらかの選択受診をご案内〉

- ①集合契約の利用券を使用した、お好きな医療機関での特定保健指導
- ②ご自宅などWi-Fi環境下で、スマホやカメラ付きパソコンを利用したオンライン初回面談での特定保健指導

特定保健指導の費用は全額健保組合が負担しますので、自己負担はありません。

(指導を受けられる場所までの交通費は自己負担です)

家族の異動はありませんか?

すみやかに
届け出を!

就職や結婚など、世帯の状況に変化が生じたときは、扶養削除などの手続きを行ってください。
詳しくは高島屋健康保険組合のホームページ【保険証編 ⇒ 家族が脱退するとき】をご覧ください。

*所得税の扶養控除等申告書の提出とは別に、健保組合への削除申請が必要です。

削除手続きが必要なとき

| | |
|--------------------------|------------------------|
| 妻(夫)、子女が就職した | 新しい 保険証の取得日 で削除 |
| 妻(夫)、子女の今年度収入が基準を超えた | 健保受付日 で削除 |
| 子女の結婚 | 婚姻日 で削除 |
| 同居していた被扶養者と別居し、扶養基準から外れた | 別居した日 で削除 |



手続きの方法と資格喪失後の受診について

- 削除事由発生日から5日以内に**保険証を添付**のうえ、各店G-HALまたは各社総務担当窓口で**削除手続き**を行ってください(健康保険組合への提出は、届け出を受けた各店・各社で行います)。
- 上記の削除日以降は、高島屋健康保険組合の**保険証は使用できません**。
誤って使用された場合、健保組合より後日、健保組合が負担した医療費の返還請求を行うことになります。

事業収入・不動産収入等がある方の収入額は

健康保険の被扶養者認定などにおいて、収入が事業収入、不動産収入である場合に収入から差し引きできる経費は、所得税法上の必要経費とは異なり、売上原価、給与賃金(支払対象者が本人・親族の場合のみ)、外注工賃(事業に必要な業務の一部をより専門とする業者に委託した場合のみ)、水道光熱費(収支内訳表の住所と事業所所在地が同一の場合は1/2額)、広告宣伝費、修繕費、消耗品費です。これを売上金額から差し引いた額を収入として判定します。

確認書類として、市区町村発行の所得証明書および直近(前年度)の確定申告時に税務署に提出した「確定申告書」「収支内訳表(または青色申告決算書)」(いずれも写し、税務署の受付印のあるもの)をご提出いただいています。



健康相談ほっとライン

こころとからだの健康をサポートします

家族の健康が
気になる

24時間健康相談サービス

0120-308-173

医師・保健師・看護師等の有資格者が、24時間・年中無休で健
康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等のご相談に応じます。



受付時間 24時間・年中無休

- 不意のケガで応急処置に困った
- 旅先や休日の受診できる病院を調べたい
- 離れて暮らす高齢の親に介護が必要になった
- どの診療科を受診すべきかわからない
- 子どもの様子がいつもと違うと感じた

こころの不安を
相談したい

メンタルヘルス カウンセリングサービス

0120-308-173

職場、家庭のストレスなどに関して臨床心理士などのこころの専
門家がカウンセリングをご提供いたします。



受付時間

○電話相談 9:00～22:00・年中無休（1回あたり約20分が目安）

○Web相談 24時間・年中無休（返信は数日を要します）

○面談（対面、オンライン面談、電話継続）の予約

電話による受付 月～金 9:00～21:00、土 9:00～16:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

Webによる受付 24時間・年中無休（受付後、日程調整のお電話をさせていただきます）

<https://consult.t-pec.co.jp/service/8900b0>



*Webによる、オンライン面談・電話継続カウンセリングの予約は、面談カウンセリング予約画面にてお申し込みください。

*面談（対面、オンライン面談、電話継続）は、初回利用時に利用方法をいずれか1つ選択していただきます。利用途中での変更是原則不可。

- イライラや不安がつのり、誰かに話を聞いてもらいたい
- 自分の考え方を変える等しっかりと問題に向き合いたい
- 苦しい気持ちを吐き出したい

大きな病気が
見つかった

セカンドオピニオン手配サービス

0120-308-008



受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、ティーベックの医療機
関ネットワークからその治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。



受付時間 月～土 9:00～18:00

（日・祝日・12/31～1/3を除く）

*医療過誤、交通事故その他第三者の行為により生じた傷病および紛争係属中の傷病に関するご相談はお受けできません。

*心療内科・精神科・美容外科・歯科および口腔外科など対象となるない診療科があります。

*受診手配サービスはティーベックが適当と判断した場合に限り手配するもので、希望を受け必ず手配をするわけではありません。

- 他の治療法はないか探している
- 自分にとって最適な治療を選択したい
- 主治医が勧める治療を受けるかどうか迷っている
- 通院先では治療できないと言われ、治療できる医療機関を探している

ご利用方法

相談料無料

ご本人と配偶者およびそのいずれかの
被扶養者の方々がご利用いただけます

Web利用案内が便利になりました

サービス内容や利用方法がWeb上でも
簡単に確認できます。お電話やWeb相談
フォームへスマートにアクセス可能です。

☆ブックマークをお勧めします☆



<https://consult.t-pec.co.jp/service/8900b0>

直接お電話からでもOK 通話料無料

お電話でのサービスは、下記専用ダイヤ
ルへ直接のお電話でもご利用可能です。

24時間健康相談サービス
メンタルヘルス カウンセリングサービス

0120-308-173

セカンドオピニオン手配サービス
受診手配サービス

0120-308-008

Web利用案内 ご利用方法

STEP 1

スマートフォン
の場合



二次元コードを読み取り



URLにアクセス

STEP 2

サービス内容や
利用方法を確認



サービス内容や
利用方法を確認



利用方法に従って
すぐ相談

STEP 3

タップしてすぐ相談



※画面はイメージです

健康保険法改正のお知らせ (2022年1月施行)

任意継続被保険者制度の脱退要件等の見直し

①本人の希望により脱退(資格喪失)が可能に

従来は2年間は自己都合による脱退はできませんでしたが、健保組合への届出により、受理日の属する月の翌月1日に資格喪失できるようになりました。

②保険料の算定方法の見直し

任意継続被保険者の保険料は、(1) 資格喪失時の標準報酬月額 (2) 当健保組合の全被保険者平均標準報酬月額のいずれか低いほうを算定金額としていましたが、健康保険組合の規約により(1)とすることが可能になりました(高島屋健康保険組合は従来のままで)。

傷病手当金の支給期間の通算化

傷病手当金は病気やケガで仕事を休んだとき(最初の3日間は待機期間)、1年6ヶ月まで給与の約2/3を受けられる制度です。今まで出勤して不支給になった期間も1年6ヶ月の間に含まれていましたが、その分の期間を延長して受けられるようになりました。例えばがん治療のために長期間にわたって療養のため休暇を取りながら働くケース等があることから、このような見直しが行われました。

●2022年1月以降に傷病手当金を開始した場合

改正後の内容(支給期間の通算)が適用されます。

●2022年1月以前から傷病手当金を受給している場合

経過措置により、2021年12月31において、支給を始めた日から起算して1年6ヶ月を経過していない傷病手当金(2020年7月2日以降に支給開始した傷病手当金)から適用されます。

| 改定前／支給開始から最長1年6ヶ月を超えない期間 | | | | | | 改定後／通算して1年6ヶ月まで | | | | | |
|--------------------------|-----------|-----|------|-----|------|-----------------|-----------|-----|------|-----|------|
| 出勤 | ← 1年6ヶ月 → | 出勤 | 欠勤 | 出勤 | 欠勤 | 出勤 | ← 1年6ヶ月 → | 出勤 | 欠勤 | 出勤 | 欠勤 |
| 不支給 | 支給 | 不支給 | 支給 | 不支給 | 不支給 | 不支給 | 支給 | 不支給 | 支給 | 不支給 | 支給 |
| | 治療期間 | | 治療期間 | | 治療期間 | | 治療期間 | | 治療期間 | | 治療期間 |

通算1年6ヶ月

「保険適用」の接骨院・整骨院に要注意!! 接骨院・整骨院での健康保険の使用は限られています。

健康保険が使えるのはこれだけ

外傷性が明らかな以下のケガ

- 打撲 ○ ねんざ ○ 挫傷(肉離れなど)
- 骨折* ○ 脱臼*

*応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

こんなケースは全額自己負担になります

(健康保険は使えません)

- ✗ 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- ✗ 神経痛・リウマチ・五十肩などからくる痛み、こり
- ✗ 過去の交通事故等による後遺症
- ✗ 症状の改善が見られない長期の施術
- ✗ 病院などで治療中の負傷痛み

※仕事中や通勤途上に起きた負傷は、健康保険ではなく、労災保険が適用されます。

OK!

NO!

こんなことにもご注意を!

- ◆ 負傷原因を正しく伝えましょう
- ◆ 医療機関との重複受診はできません
- ◆ 施術が長引くときは、医師の診断を受けましょう
- ◆ 領収書は必ず受け取り、保管しましょう

柔道整復師の施術にかかった療養費が適正かどうかを確認するため、健保組合から加入者に確認の書類を送らせていただく場合があります。医療費適正化のため、確認の書類を受け取られた場合はご協力くださいようお願いします。

切り替えませんか?ジェネリック

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品(新薬)と同じ成分で製造され国が安全性を保障する安価な医薬品です。

「お薬についてのお知らせ」の送付について

ジェネリック医薬品に変更した場合、一定の軽減効果がある方に対して金額のシミュレーションをした「お薬についてのお知らせ」を年2回送付しています。次回は5月に送付しますので、お知らせが届いた方はご一読のうえ、ジェネリック医薬品への変更をご検討ください。

なお、お届けした「お薬についてのお知らせ」をご覧になって、ジェネリック医薬品への切り替えが困難と思われる方で、今後このお知らせが必要な場合は、当健保組合(TEL 06-6631-1383)までご連絡ください。

ご連絡をいただいた以降の「お薬についてのお知らせ」の送付を停止させていただきます。

ジェネリック医薬品への切り替えは簡単です!!

医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望する旨を伝えましょう。



(2022年4月1日現在)

★は申請が必要な給付です。

申請手続きは各事業所窓口で行ってください(申請書は当健保組合のホームページより印刷できます)。ただし、出産育児一時金(家族出産育児一時金)は申請が不要な場合があります。

※1 医療機関窓口で自己負担額が一定の額を超えたときには、その超えた額が高額療養費・家族高額療養費として後日還付されます。また、自己負担額が高額になりそうな場合に、事前に「限度額適用認定証」を提示することで、医療機関窓口では自己負担限度額だけ支払えばよいという制度があります。

※2 ただし、有給休暇や老齢年金、障害年金の受給、その他の収入や額により減額される場合があります。

| | | 法定給付(健康保険法で決められた給付) | 附加給付(当組合が法定給付にプラスして支給する独自の給付) |
|--------------|------------|---------------------|-------------------------------|
| 本人 (被保険者) | 病気やけがをしたとき | 療養の給付 | |
| | | ★療養費 | 一部負担還元金 |
| | | 高額療養費(※1) | 合算高額療養費付加金 |
| | | 訪問看護療養費 | 訪問看護療養費付加金 |
| | | 入院時食事療養費 | |
| | | ★移送費 | — |
| | | ★高額介護合算療養費 | |
| 病気やけがで働けないとき | | ★傷病手当金(※2) | 傷病手当金付加金 |
| | | ★出産手当金 | |
| | | ★出産育児一時金 | 出産手当金付加金 |
| 出産したとき | | ★埋葬料(費) | — |
| | | | |
| 死亡したとき | | | |
| | | | |

傷病手当金・出産手当金の「算定の基礎となる日額」の算出方法

| | | | |
|----------------|--|--|--|
| 被保険者期間が1年以上の場合 | 支給開始日の属する月以前の直近の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の1/30に相当する額 | | |
| 被保険者期間が1年未満の場合 | 右のいずれか少ない額 | 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の1/30に相当する額 高島屋健康保険組合の平均標準報酬月額の1/30に相当する額 (2022年度の平均標準報酬月額は340千円で、その1/30に相当する額は11,330円) | |

| | | 法定給付(健康保険法で決められた給付) | 附加給付(当組合が法定給付にプラスして支給する独自の給付) |
|--------------|------------|---------------------|-------------------------------|
| 家族 (被扶養者) | 病気やけがをしたとき | 家族療養費 | |
| | | ★家族療養費 | 家族療養費付加金 |
| | | 家族高額療養費(※1) | 合算高額療養費付加金 |
| | | 家族訪問看護療養費 | 家族訪問看護療養費付加金 |
| | | 家族入院時食事療養費 | |
| | | ★家族移送費 | — |
| | | ★高額介護合算療養費 | |
| 病気やけがで働けないとき | | ★傷病手当金(※2) | 傷病手当金付加金 |
| | | ★家族出産育児一時金 | 出産手当金付加金 |
| | | ★家族埋葬料 | — |

医療費の自己負担限度額(70歳未満、同一月1カ月当たり)

| | |
|-------------------|---|
| ⑦ 標準報酬月額 83万円以上 | 252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1% ※<140,100円> |
| ① 標準報酬月額 53~79万円 | 167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1% ※<93,000円> |
| ② 標準報酬月額 28~50万円 | 80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% ※<44,400円> |
| ④ 標準報酬月額 26万円以下 | 57,600円 ※<44,400円> |
| ⑤ 低所得者 (住民税非課税世帯) | 35,400円 ※<24,600円> |

詳しくはこちらから

高島屋健康保険組合ホームページ
保険料と保険給付のページをご覧ください。

※< >内は多数回該当(同一世帯が直近1年間で、すでに3回以上高額療養費を支給されている場合の4回目から)の自己負担額です。

